

公調委平成21年（セ）第10号

入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

本件申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

- (1) 被申請人らは、申請人Aに対し、連帯して480万円を支払え。
- (2) 被申請人らは、申請人Bに対し、連帯して327万円を支払え。

2 被申請人ら

本件申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

本件は、①申請人ら宅の隣地に所在する発熱剤を製造する工場（以下「本件工場」という。）を操業する被申請人株式会社C（以下「被申請人C」という。）が、本件工場内に設置した機械の稼働に伴って発生させた騒音、低周波音（以下、これらを併せて「本件騒音等」という。）及び振動（以下、本件騒音等と併せて「本件騒音・振動等」という。）を申請人ら宅内に伝搬させて、申請人らに受忍限度を超える被害を与え、②本件工場が入る建物（以下「本件建物1」という。）を所有し、これを被申請人Cに賃貸した被申請人D（以下「被申請人D」という。）及び被申請人Dと被申請人Cとの間の本件建物1についての賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）

を仲介した被申請人有限会社E（以下「被申請人E」という。）が、それぞれ、本件騒音・振動等により、申請人らに受忍限度を超える被害を与えないように必要な防音・防振対策を施すなどの注意義務を負っていたにもかかわらず、これを懈怠したとして、申請人らが、被申請人らに対し、共同不法行為に基づく損害賠償として、連帯して、慰謝料の支払を求める事案である。

第3 争いのない事実及び証拠等によって容易に認定できる事実（以下「争いのない事実等」という。なお、証拠を付さない事実は、当事者間に争いが無い。）

1 当事者

(1) 申請人らは、夫婦であり、昭和61年から、申請人ら宅に居住している（甲27, 28）。

(2) 被申請人Cは、発熱剤の製造及び販売等を営む株式会社であり、申請人ら宅の南西側隣地（以下「本件工場敷地」という。）で本件工場を操業している。被申請人C代表者代表取締役はF（以下「被申請人C代表者」という。）である。

被申請人Eは、不動産取引業を営む有限会社であって、本件賃貸借契約を仲介した者であり、代表者取締役はG（以下「被申請人E代表者」という。）である。

被申請人Dは、本件工場敷地及び本件建物1のそれぞれ持分2分の1を有し、本件建物1を被申請人Cに対して賃貸する者である（甲10, 14）。

2 申請人ら宅及び本件工場敷地の概要

(1) 申請人ら宅は、南東側で〇〇川と、南西側で本件工場敷地と、それぞれ隣接する別紙図面1「申請人ら宅」記載の場所にある。申請人ら宅内には、1階南西側の別紙図面2「居間」記載の場所に居間（以下「申請人ら宅1階居間」という。）、2階南西側の別紙図面3「和室」記載の場所に和室（以下「申請人ら宅2階和室」という。）、2階南東側の同図面「寝室」記載の場

所に寝室（以下「申請人ら宅2階寝室」という。）、2階北東側の同図面「洋間」記載の場所に洋間（以下「申請人ら宅2階洋間」という。）等の各部屋がある（甲8、当裁定委員会が平成22年10月8日に行った事実の調査〔以下「本件10月職権調査」という。〕の結果）。

- (2) 被申請人Dは、かつて、本件工場敷地において茶畑を耕作していたが、平成4年5月22日、本件工場敷地内の、別紙図面1「本件建物1」記載の場所に、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の本件建物1を建築した（甲10、14、本件10月職権調査の結果）。本件建物1の北東側約1.2mから約1.3m離れた場所に申請人ら宅がある（甲6、本件10月職権調査の結果）。

被申請人Dは、平成5年4月12日、本件工場敷地内の本件建物1の南西側の同図面「本件建物2」記載の場所に、建物（以下「本件建物2」という。）を建築した（甲14、20、本件10月職権調査の結果）。

本件工場敷地は、都市計画法15条1項に基づき、同法8条1項1号に掲げる第1種住居地域に指定されている（職1）。

3 本件工場の概要

- (1) 被申請人Cは、被申請人Eの仲介により、被申請人Dから、本件建物2を賃借し、平成16年ころから、本件建物2において発熱剤の製造を開始した（被申請人C代表者）。

被申請人Cは、平成20年5月末ころ、被申請人Eの仲介により、被申請人Dとの間で、本件建物1についての本件賃貸借契約を締結し、その後、本件建物1を本件工場、本件建物2を事務所としてそれぞれ使用してきた（被申請人C代表者、本件10月職権調査の結果）。

- (2) 被申請人Cは、平成20年5月末から平成21年3月30日までの間に、本件建物1内1階の別紙図面4「ベルトコンベヤー式機械」と記載された場所にベルトコンベヤー式の機械（以下「本件ベルトコンベヤー式機械」

という。) 2台を、本件建物1内2階の別紙図面5「集塵機」と記載された場所に集塵機(以下「本件集塵機」という。)を、同図面「コンプレッサー」と記載された場所にコンプレッサー(以下「本件コンプレッサー」といい、本件ベルトコンベヤー式機械2台及び本件集塵機と併せて「本件機械」という。)をそれぞれ設置した(乙6、本件10月職権調査の結果)。

被申請人Cは、発熱剤を製造するために、本件機械を稼働させている。

第4 本件の争点及び争点についての当事者の主張

本件の争点は、①本件騒音・振動等により申請人らが被害を受けたか否か(争点1)、②本件騒音・振動等により申請人らが受けた被害が受忍限度を超えるか否か(争点2)、③申請人らに生じた損害額(争点3)、④被申請人Dの注意義務違反の有無(争点4)及び⑤被申請人Eの注意義務違反の有無(争点5)であり、これらの争点についての当事者の主張は、以下のとおりである。

1 争点1(本件騒音・振動等により申請人らが被害を受けたか否か。)について

(1) 申請人らの主張

ア 申請人らが被った被害について

申請人らは、以下のとおり、本件騒音・振動により、多大な精神的苦痛及び肉体的苦痛(健康被害)を被った。

(ア) 申請人B(以下「申請人B」という。)について

申請人Bは、専業主婦であり、申請人ら宅において、長時間にわたり本件騒音・振動等にさらされて、絶えずイライラ感、圧迫感及び抑うつ気分がさいなまれるようになり、時には吐き気、頭痛、胃痛、めまいといった健康被害が現れるようになった。申請人Bは、平成21年10月、適応障害との診断を受け、現在に至るまで、精神安定剤を

毎日服用しなければならない状態にある。

(イ) 申請人A（以下「申請人A」という。）について

申請人Aは、平日の午前7時30分ころ出勤し、午後5時ころに帰宅し、毎週木曜日及び毎月第2、第4及び第5土曜日のほか、春休み、夏休み及び冬休みの各1週間、申請人ら宅に滞在している。申請人Aは、申請人ら宅に滞在している間、本件騒音・振動等にさらされて、日常的にイライラ感や圧迫感を感じるようになり、吐き気、頭痛、めまいなどの健康被害が現れるようになった。申請人Aは、平成22年4月に高血圧症（170／120mmHg）と診断されたのみならず、現在では、適応障害と診断されて精神安定剤を処方されるまでに至っている。

イ 因果関係について

以下の事実によれば、本件騒音・振動等と前記アの申請人らの被害との間に因果関係が認められる。

(ア) 申請人らに健康被害が生じたのは、被申請人Cが本件工場の操業を開始した平成21年3月30日以降であり、本件騒音・振動等の発生時期と申請人らの発病ないし体調悪化は時期的に完全に一致している。

(イ) 被申請人Cが本件工場内に設置した本件集塵機と申請人ら宅2階和室は、双方の壁を隔ててわずか1.2mから1.3mの距離にあり、まさに至近距離である。

(ウ) 申請人ら宅は、第1種住居地域にあり、申請人ら宅一帯は、本件工場の操業開始前には、川のせせらぎが聞こえるほど良好な環境にあった。本件騒音・振動等以外、申請人らの発病ないし体調悪化を発生させる要因は見当たらない。

なお、申請人ら宅の上空において、航空自衛隊入間基地の航空機による飛行訓練が行われているが、同訓練は不定期かつ一時的であり、

長時間継続的に航空機が飛行することはほとんどなく、容易に我慢できる程度の音量であり、また、本件工場の稼働中に間断なく発生する本件騒音・振動等とは異質である。したがって、申請人らの健康被害と航空機の騒音とは無関係である。

(エ) 「騒音（低周波音）調査結果」（甲7）によると、申請人ら宅内で測定された60Hzから200Hz付近の周波数帯域は、本件集塵機の稼働・停止に従って音圧レベルが大きく変化しており、このうち63Hzから200Hz付近の周波数帯域については、本件集塵機の稼働時に最小可聴値を上回り、63Hz及び80Hzの周波数帯域については、低周波音の心身に係る苦情に関する参照値（「低周波音問題対応のための『手引』」〔環境省環境管理局大気生活環境室〕に示された「寄せられた苦情が低周波音に起因するものか否かを判断するための目安」。以下、単に「参照値」という。）付近のレベルを示している。このように、本件騒音等と前記アの申請人らの被害との間に因果関係があることは、客観的にも裏付けられている。

(2) 被申請人らの認否及び反論

ア 申請人らが被った被害について

前記(1)ア(ア)、同(イ)の事実は、いずれも知らないし否認する。

イ 因果関係について

申請人らが主張する前記(1)アの被害は、本件騒音・振動等との因果関係がない。

(ア) 前記(1)イ(ア)の事実は、知らないし否認する。

申請人Bの症状が本件工場の操業開始後に発生したのか否かは、診断書（甲1）だけでは不明である。申請人らは、数年前に、隣地の者がのぞいているわけでもないのに、のぞき見していると思い込み、その者に文句を言ったり、わざわざ高い塀を設置したりした。申請人

Bの症状はこのときに既に発症している可能性があり、本件騒音・振動等とは因果関係がない。

申請人Aの症状についても、最初の通院日が、本件工場の本格稼働より前の平成21年6月8日であることからすると、本件騒音・振動等との因果関係を認めることはできない。

(イ) 前記(1)イ(イ)の事実は認めるが、被申請人Cは、防音措置を施しているのであり、申請人ら宅と本件建物1との距離が近いから因果関係があることにはならない。

(ウ) 前記(1)イ(ウ)の事実は否認する。申請人ら宅周辺地域は、もともと静穏な住宅地とは言い難い。また、申請人らは、被申請人ら以外の隣地の住民とトラブルを抱えていた。

(エ) 前記(1)イ(エ)の事実のうち、甲7記載の測定結果が出たことは認める。しかし、低周波音及び超低周波音の身体への影響については、医学的にいまだ不明な点が多い状況にあるというべきである。

2 争点2（本件騒音・振動等により申請人らが受けた被害が受忍限度を超えるか否か。）について

(1) 申請人らの主張

以下の事実によれば、本件騒音・振動等によって受けた申請人らの被害は受忍限度を超えており、その侵害行為は違法というべきである。

ア 侵害行為の態様、侵害の程度

被申請人Cは、本件建物1内の北西側や2階踊り場等に、空きスペースが十分あるにもかかわらず、わざわざ申請人ら宅側に本件機械を集中して設置し、特に、本件集塵機及び本件コンプレッサーは、申請人ら宅側の壁に密着させて設置した。

このように、被申請人らは、近隣住民に本件騒音・振動等の被害が生じないような配慮をしておらず、従前平穏な環境のもとで生活し、先住

性を有する申請人らに対する関係では、侵害行為の態様及び侵害の程度は高いと言わざるを得ない。

イ 被侵害利益の性質とその内容

申請人らは、本件騒音・振動等により、頭痛、圧迫感、抑うつ気分、適応障害及び高血圧等の健康被害を受けた。かかる健康被害は、基本的生活の維持に必要な衣食住に関する人格権の侵害であり、企業の営業活動の自由と比べて要保護性が極めて高く、違法行為を是正させる緊急性も極めて高い。

ウ 侵害行為の公共性ないし公益性

(ア) 本件騒音・振動等は、営利目的で設立された被申請人Cの本件工場の操業により発生しており、侵害行為に公共性、公益上の必要性は全く認められない。

(イ) また、被申請人Cは、第1種住居地域に位置し、原動機を使用する作業場の床面積が50㎡を大幅に超える本件工場内で、原動機付きの本件集塵機及び本件コンプレッサーを稼働させたことにより、平成21年4月6日、埼玉県から、本件工場は建築基準法違反である旨の指摘を受けた。その後、被申請人Eが、被申請人Cからの一任を受けて上記違法状態の是正措置を行ったが、その内容は、単に機械類が設置されている部分とそうでない部分を簡易フェンスで間仕切りしたにすぎないもので、是正前と是正後で実質的な変更は何らなされておらず、本件工場は、現在も建築基準法に違反している状態と考えざるを得ない。かかる事実は、本件工場の操業による本件騒音・振動等の違法性を基礎付ける重要な事実である。

エ 侵害行為の開始とその後の継続状況

(ア) 侵害行為の開始に至るまでの経緯

a 申請人らは、本件工場が稼働する前の昭和61年11月から現住

所地に居住しており、先住性を有する。申請人らが居住を開始した当時、申請人ら宅一帯は静かな環境であり、被申請人Dが本件工場敷地で耕作していた茶畑の送風用ファンの音は、大きかったものの、申請人らが何とか我慢のできる音量であった。

b 被申請人らは、申請人らに対し、本件工場の操業開始に関する事前説明等をすることなく、平成21年3月30日より、突然、本件騒音・振動等を発生させた。

(イ) 侵害行為の継続状況

a 被申請人Cは、その後、平日と毎月第2、第4及び第5土曜日において、午前9時前から午後6時過ぎまで、ときには午後零時から午後1時の昼休みの時間帯も継続して、1日平均7時間ないし8時間、本件機械を稼働させて、本件騒音・振動等を発生させている。

b また、被申請人Cは、本件10月職権調査において確認されたとおり、本件裁定手続係属中の平成22年7月から約4か月もの間、本件コンプレッサーの故障によって、埼玉県規制基準値である55dBを上回る、汽笛の音のような新たな異音を発生させた。

オ 被害の防止に関する措置等の有無及びその内容、効果

(ア) 被申請人Cは、平成21年3月30日に本件工場の操業を開始した当時、防音対策等の近隣住民に対する配慮を行わないまま、本件工場敷地と申請人ら宅との境界（以下「敷地境界」という。）において、埼玉県の規制基準値（55dB）を大幅に超える63dBの騒音を発生させた。被申請人Cは、同日時点において、防音措置の必要性を全く認識しておらず、申請人らの被害申告があつて初めて防音措置を行うに至ったものである。

(イ) 被申請人Cは、本件建物1及び本件工場敷地の広さからすれば、本件機械の設置場所を変更することができたのに、これを行わなかった。

現に、被申請人Cは、第三者から本件集塵機を移設するように提案を受けたにもかかわらず、これを実施しないままであり、被申請人Cにおいて、十分な防音措置を講じているとはいえない。

(ウ) 被申請人Cは、本件コンプレッサーから生じた新たな異音について、平成22年7月から同年10月18日までの間、消音措置を怠っていた。本件裁定手続係属中に4か月近くも、新たな異音に対する対応を怠っていた被申請人Cのかかる態度は、極めて悪質である。

(エ) また、被申請人らは、本件機械の防音措置等についての説明を求めた申請人らに対して、口封じをすべく、一切の苦情を言わないことを約束する内容の覚書（甲5）に署名押印までさせようとした。

(オ) なお、被申請人らは、下記(2)オ(ウ)のとおり、被申請人Cにおいて、適切な防音措置を講じた結果、本件騒音・振動等は、一般通常人が許容できる範囲内となった旨主張する。しかし、入間市又は被申請人Cが行った騒音測定の結果については、測定時に、いかなる機械をいかなる条件で稼働させたのかが不明であるから、同測定値をもって、騒音レベルが客観的に低下した事実を立証したことにはならない。したがって、被申請人Cが既に十分な防音措置を講じているとはいえない。

(2) 被申請人らの認否及び反論

以下の事実によれば、本件騒音・振動等によって受けた申請人らの被害は、受忍限度を超えておらず、この侵害行為が違法であるとはいえない。

ア 侵害行為の態様、侵害の程度

(ア) 前記(1)アの事実のうち、本件機械を本件建物1内の申請人ら宅側に設置していることは認め、その余は否認する。

(イ) 被申請人Cは、本件機械を本格的に稼働させ始めた平成21年7月より以前に、本件機械の防音措置を講じ、同月時点で、本件騒音等の騒音レベルは、敷地境界で50ないし52dBとなっており、規制基

準の範囲内であった。被申請人Cは、平成21年12月に、さらなる防音工事を実施した結果、同月14日時点で、敷地境界での測定値は45dB以下となった。

また、本件10月職権調査の際に、本件コンプレッサーから異音が生じていることが確認されたが、これによる音圧の変化はほとんどないと考えられる上、その後、すぐに修理・調整を行い、上記異音は直ちに消滅している。なお、被申請人Cが、平成21年3月下旬ころに本件機械の試運転を行った際、約63dBの音が発生したことがあるが、60dBは、普通の会話程度の音圧レベルであって、日常生活で発生する音圧レベルとさほど変わらない。

(ウ) また、参照値は、行政上の規制基準ではないから、これを若干上回ったとしても、直ちに違法性が推定されるわけではない。そして、「騒音（低周波音）調査結果」（甲7）で示されている、申請人ら宅内で測定された63Hzの周波数帯域の測定値は、参照値を下回るものであるし、80Hzの周波数帯域の測定値は、参照値を3dB程度上回っているだけである。

(エ) 以上によれば、侵害行為はないか、仮にあるとしても、侵害行為の態様及び侵害の程度は低いというほかない。

イ 被侵害利益の性質とその内容

前記(1)イの事実のうち、申請人らに健康被害が生じていることは知らず、その余は否認する。被申請人Cは、防音措置を講じ、規制基準を満たしているのであり、そもそも侵害行為は存在せず、違法行為を是正させる緊急性は存在しない。

ウ 侵害行為の公共性ないし公益性

(ア) 前記(1)ウ(ア)の事実のうち、被申請人Cが営利目的で設立されたことは認めるが、その余は否認する。本件では、そもそも侵害行為が存

在しないのであり、その公共性及び公益上の必要性は問題にはなり得ない。また、被申請人Cの事業は、災害被害者を救済するのに役立つ資材を生産するもので、公共的な側面があり、実際に社会貢献もしている。

- (イ) 前記(1)ウ(イ)の事実のうち、被申請人Cが埼玉県から建築基準法違反を指摘されたことは認めるが、その余は否認する。かかる違法状態は、本件機械の本格稼働前に是正されている。

エ 侵害行為の開始とその後の継続状況

- (ア) 侵害行為の開始に至るまでの経緯

- a 前記(1)エ(ア)aの事実のうち、申請人らが申請人ら宅に住み始めた時期は知らず、その余は否認する。

申請人ら宅周辺地域は、近くに自衛隊の入間基地があり、日中には1時間に1回ないし数回の頻度で、ジェット機によるかなりの音量の騒音が聞こえる地域である。そして、本件建物1において、被申請人Cの前の賃借人も工場を経営しており、本件建物2においても、以前に、現在の設備とは異なるものの、被申請人Cが生産活動を行っていたことを考えると、申請人ら宅周辺地域が静穏な住宅地であったとは言い難い。

- b 前記(1)エ(ア)bの事実のうち、被申請人らが平成21年3月30日以前に申請人らに操業開始の挨拶をしなかったことは認め、その余は否認する。

- (イ) 侵害行為の継続状況

- a 前記(1)エ(イ)aの事実は否認する。

被申請人Cは、本件工場において、平成21年4月に本件機械の稼働を開始したが、同年6月までは本格的に稼働しておらず、本件機械の調整及び稼働に伴う不具合の有無の確認のため、試運転を行

ったにすぎない。試運転を行ったのは4日ほどであり、これは、本件機械の確認及び調整を行うのに必要最小限度の期間である。

被申請人Cは、同年7月から本件機械を本格的に稼働させ、本格稼働後は、平日において、原則として、午前、午後の休み及び昼の休憩時間を除く午前9時ころから午後5時ころまで本件機械を稼働させており、稼働時間は、実質6時間程度であって、本件機械を稼働させていない時間帯もある。また、被申請人Cは、第2及び第4土曜日において、原則として、発熱剤の製造は行っておらず、機械のメンテナンス等を行っているのみである。

b 前記(1)エ(イ)bの事実のうち、本件10月職権調査時に本件コンプレッサーから異音が生じていたことは認めるが、その余は否認する。

オ 被害の防止に関する措置等の有無及びその内容、効果

(ア) 前記(1)オ(ア)の事実のうち、被申請人Cが、平成21年3月30日において、本件機械の防音措置を講じていなかったことは認めるが、その余は知らないし否認する。

被申請人Cは、同日から同年4月2日までの間、本件機械を試験的に稼働させていたにすぎない。被申請人Cは、試験的な稼働の後、すぐに防音措置を講じており、申請人ら以外の住民から、何らの苦情も受けていない。

(イ) 前記(1)オ(イ)の事実のうち、被申請人Cが第三者から本件集塵機の移設案の提示を受けたことは認め、その余は否認する。

被申請人Cは、本件機械の大きさや形状、本件建物1の構造、原材料や製品の搬出入等の作業効率を考慮して、別紙図面4及び5のとおり、本件機械を設置したのであり、設置場所についてはこれ以外に選択肢がなかった。また、被申請人Cは、第三者から、本件集塵機の移

設案の提示を受けたことはあるが、本件集塵機の安全性や費用等の問題があったことから、その採用を断念したものである。

(ウ) 前記(1)オ(ウ)の事実のうち、被申請人Cが、平成22年10月18日に消音措置を講じたことは認め、その余は否認する。

被申請人Cは、本件10月職権調査時に、本件コンプレッサーから異音が発生していることが確認されると、すぐに消音措置を講じ、その結果、かかる異音は発生しなくなった。

(エ) 前記(1)オ(エ)の事実は、知らないし否認し、「覚書」の評価の点については争う。

(オ) 被申請人Cは、以下のとおり、適切な防音措置を講じ、本件騒音・振動等は、一般通常人が許容できる範囲内となった。

a 被申請人Cは、平成21年4月9日、本件集塵機にサイレンサー（簡易型消音装置）を取り付けた。これにより、敷地境界における騒音値は、それまでの63dBから52dBまでに下がった。

b 被申請人Cは、平成21年4月15日ころ、本件建物1の天井及び壁面に、グラスウール、木下地及び石膏ボード等を貼り合わせる防音工事を行った。

c 被申請人Cは、平成21年4月24日、振動音を吸収するために、本件集塵機に鉛シートを貼り付けた。

d 被申請人Cは、平成21年5月中旬ころ、前記bの工事に適合させるため、既に本件集塵機に取り付けていたサイレンサーの改造・取付けを行った。同年6月8日、騒音測定を実施したところ、敷地境界付近の屋根上で49.5dBとなった。

e 被申請人Cは、平成21年12月10日、本件集塵機の既設ダクトを撤去し、天井吐出口をエルボで覆って、周辺機器に干渉しないように左側面に導き、ノイズフィルターを取り付けた。同日、騒音

測定を実施したところ、敷地境界付近の屋根上で46.6dBとなった。

f 被申請人Cは、平成21年12月14日、本件集塵機の天井モーター通気口における吸音筒パネル付きカバーの取付けを行うとともに、消音ダクト排出口における吸音筒遮吸音パネルの取付け及び方向を正面のみとする変更を行った。同日、騒音測定を実施したところ、敷地境界付近の屋根上で43.7dBとなった。

3 争点3（申請人らに生じた損害額）について

(1) 申請人らの主張

本件騒音・振動等により申請人らが受けた精神的・肉体的苦痛を慰謝するには、申請人Bについては327万円、申請人Aについては480万円が相当である。

(2) 被申請人らの認否

申請人らの主張は、いずれも争う。

4 争点4（被申請人Dの注意義務違反の有無）について

(1) 申請人らの主張

ア 被申請人Dは、本件賃貸借契約締結の段階で、被申請人Cが本件建物1を工場として使用して本件機械を設置すること、本件建物1と申請人ら宅の位置関係、本件機械の設置場所から、本件騒音・振動等が発生した場合には、確実に申請人らに迷惑がかかることを、それぞれ認識していた。また、被申請人Dは、申請人ら宅に対して騒音被害が及ばないよう、必要な防音対策を施し、本件建物1の改修内容や本件機械の設置場所等を変更させることができる立場にあった。

さらに、被申請人Dは、平成4年に本件建物1を建てる際、申請人らに対し、本件建物1は倉庫として使用されるため騒音は発生しない旨の説明を行って、これを約束し、申請人らに、本件建物1からの騒音被害

を受けることはないとの期待を抱かせたにもかかわらず、上記約束に反して、本件建物1を工場として被申請人Cに賃貸した。

よって、被申請人Dは、本件建物1の隣に居住する申請人らの居宅内に受忍限度を超える騒音を伝搬させないように、必要な防音対策を施し、本件建物1の改修内容や本件機械の設置場所等を変更させる注意義務を負う。

イ 被申請人Dは、必要な防音対策を施さず、本件建物1の改修内容や本件機械の設置場所等を変更させることをしなかったのであり、前記注意義務を懈怠した。

(2) 被申請人Dの認否及び反論

前記(1)ア、同イの事実のうち、被申請人Dが、本件建物1を工場として被申請人Cに賃貸したことは認めるが、その余は知らないし否認する。被申請人Dは、前記(1)アの注意義務を負っておらず、また、かかる注意義務の懈怠もない。

被申請人Dは、本件建物1が工場や倉庫として使用されることを予定していたところ、特に被申請人Cが目的に反する利用をしたものではなく、賃貸人として、賃借人の利用の詳細まで把握する必要も義務もないのであるから、本件機械の配置等について、被申請人Cに聞くことはせず、本件で問題とされるまで知らなかった。また、本件建物1は、工場として使用することも可能な建物である以上、本件建物1を工場として使用する目的で被申請人Cに賃貸したとしても、違法性はない。

5 争点5（被申請人Eの注意義務違反の有無）について

(1) 申請人らの主張

ア 被申請人Eは、本件賃貸借契約を仲介した者であって、不動産の管理につき専門性を有する。被申請人E代表者は、本件建物1の構造、申請人ら宅を含めた周囲の環境等を知悉し、本件建物1から騒音が発生すれ

ば、申請人らに被害が生じること、本件機械が申請人ら宅の至近距離に設置されること、被申請人Cの計画どおりに本件建物1を工場として使用した場合、建築基準法に違反することを、それぞれ認識していた。

被申請人E代表者は、被申請人Dが平成4年に本件建物1を建てる際、被申請人Dとともに申請人らに対し、本件建物1は倉庫として使用されるため騒音は発生しない旨の説明を行って、これを約束し、申請人らに、本件建物1からの騒音被害を受けることはないと期待を抱かせたにもかかわらず、上記約束に反して、被申請人Cが本件建物1を工場として使用することを知りながら、本件賃貸借契約を仲介した。また、被申請人E代表者は、単なる交渉窓口にとどまらず、被申請人C及び被申請人Dから、本件騒音・振動等の問題に関する一切の処分権限を与えられて、同人らと一体となってこれに関与した。

よって、被申請人Eは、本件建物1の隣に居住する申請人らの居宅内に受忍限度を超える騒音を伝搬させないように、必要な防音対策を施し、本件建物1の改修内容や本件機械の設置場所等を変更させるように被申請人Dに助言・指導すべき注意義務を負う。

イ 被申請人Eは、必要な防音対策を施さず、本件建物1の改修内容や本件機械の設置場所等を変更させるように被申請人Dに助言・指導することをしなかったのであり、前記注意義務を懈怠した。

(2) 被申請人Eの認否及び反論

前記(1)ア、同イの事実のうち、被申請人Eが、本件賃貸借契約を仲介したことは認めるが、その余は知らないし否認する。被申請人Eは、前記(1)アの注意義務を負っておらず、また、かかる注意義務の懈怠もない。

被申請人E代表者は、本件建物1が工場や倉庫として使用されることを予定していたところ、特に被申請人Cが目的に反する利用をしたものではなく、被申請人Cより本件建物1の構造に変更を加えるようなものはほと

んど無いと聞いていたのであるから、本件賃貸借契約を仲介した者として、賃借人の利用の詳細まで把握する必要も義務もない。よって、被申請人E代表者は、被申請人Cに対し、本件機械の配置等について詳細まで問いただしたりせず、本件で問題とされるまで知らなかった。

また、被申請人E代表者は、本件騒音・振動等について情報の混乱による誤解・無用な紛争を避け、情報を一元化するために、被申請人Cの依頼により申請人らとの交渉窓口になったり、防音工事の手配等を行ったりしていたが、それだけで不法行為責任を負う理由はない。

第5 当裁定委員会の判断

1 証拠、本件10月職権調査の結果、当裁定委員会が平成22年11月8日に事務局職員をして塩田正純専門委員（以下、単に「専門委員」という。）立会いの下で行った事実の調査（以下「本件11月職権調査」という。）の結果及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

(1)ア 申請人ら宅は、南東側に〇〇川が流れる住宅地の中にあり、周囲の人通りは少ない（前記争いのない事実等2(1)、本件10月職権調査の結果）。申請人ら宅の上空には、ときおり航空自衛隊入間基地所属の航空機が飛来し、その飛来時には相当大きな音が発生する（甲27、申請人B本人、被申請人D本人、本件10月職権調査の結果）。

イ 申請人Bは、専業主婦であり、日中のほとんどの時間帯において、申請人ら宅に在宅している（甲27、申請人B本人）。

申請人Aは、平成21年3月31日に定年退職した後、非常勤の公務員として勤務し、木曜日を除く平日において午前7時30分ころに自宅を出て、午後5時ころに帰宅する（甲28、申請人A本人）。

(2)ア 被申請人Dは、かつて本件工場敷地で茶畑を耕作していたが、平成4年から平成5年にかけて、本件建物1及び本件建物2をそれぞれ建築した

(前記争いのない事実等 2 (2), 甲 1 0, 2 0)。

イ 被申請人Dは、本件建物1が建築されてから本件賃貸借契約を締結するまでの間、第三者に賃貸して、本件建物1を倉庫又は電子部品関係の工場として使用させた(甲 2 7, 2 8, 乙 2 0, 被申請人E代表者, 被申請人D本人)。その当時、本件建物1の使用により、特段、外部に騒音が発生するということとはなかった(甲 2 7, 2 8, 申請人B本人, 申請人A本人)。

(3)ア 被申請人Cは、平成20年5月末ころ、被申請人Eの仲介により、被申請人Dとの間で、本件賃貸借契約を締結し、本件建物1を賃借した(前記争いのない事実等 1 (2), 乙 1 5, 1 6, 2 0)。

イ 被申請人Cは、床面積が486㎡である本件建物1において、発熱剤の製造を自動化するために、必要な作業の内容、効率等を考慮して、別紙図面4及び5のとおり、発熱剤を袋に詰めるための機械である本件ベルトコンベヤー式機械2台、発熱剤の材料が飛散することを防止するための本件集塵機及び本件集塵機に圧縮空気を送る本件コンプレッサーのほか、別紙図面4「タンク」記載の場所に、発熱剤の材料を貯蔵し、充填するためのタンク2台を設置した(前記争いのない事実等 3 (2), 甲 1 0, 3 7, 乙 6, 1 1, 本件10月職権調査の結果)。

(4)ア 被申請人Cは、平成21年3月30日から同年4月2日までの間、オペレーターに対し、自動化された発熱剤製造機器の操作を周知させる必要等があったために、本件機械の試運転を行った(被申請人C代表者)。

被申請人Cは、これより以前に、本件機械の防音措置を特段講じておらず、また、申請人らに対し、本件機械を稼働させることやその稼働に伴って騒音が発生することを伝えていなかった(甲 2 7, 申請人A本人, 申請人B本人, 被申請人C代表者)。

イ 申請人らは、平成21年3月30日、入間市に対し、本件騒音・振動等

について、苦情を申し立てた（職1）。入間市は、同年4月2日、敷地境界において騒音測定を実施したところ、63dBとの結果を得た（甲2、職1）。

(5)ア 埼玉県は、平成21年4月6日、被申請人Cに対し、原動機付きである本件コンプレッサーを使用する本件工場について、作業場の床面積の合計が50㎡を超えているとして、建築基準法違反を指摘した（甲27、職1）。

イ 上記アの指摘を受けた後、被申請人Cからその対応を任せられた被申請人Eは、本件ベルトコンベヤー式機械2台の周囲に、高さ2m程度の金網フェンスを張って、作業場を区画した（被申請人C代表者、被申請人E代表者、本件10月職権調査の結果）。埼玉県は、かかる措置により、同法違反が是正されたことを確認した（職1、被申請人E代表者）。

(6)ア 被申請人Cは、平成21年4月9日、株式会社G（以下「G」という。）に依頼して、本件集塵機の排気口にサイレンサーを取り付けた（乙7）。その後、敷地境界において騒音測定を実施したところ、52dBとの結果を得た（乙7）。なお、被申請人Cは、同月3日から上記防音工事を実施した同月9日までの間は、本件機械を稼働させていない（被申請人C代表者）。

イ 被申請人Cは、平成21年4月15日ころ、被申請人Eの施工によって、本件建物1の天井と壁面において、木下地に12.5mmの石膏ボード及び100mmのグラスウールを取り付ける防音工事を行った（乙8、被申請人E代表者）。

ウ 被申請人Cは、平成21年4月24日、Gに依頼して、本件集塵機の防音措置として、本件集塵機のモーター部に鉛シートを貼付した（乙9、被申請人E代表者）。前記措置後の敷地境界における騒音測定の結果は、52dBから54dBであった（乙9）。

- エ 被申請人Cは、平成21年5月25日、Gに依頼して、本件集塵機に防音フードを取り付けた（乙10）。
- (7)ア 被申請人Cは、平成21年4月から同年7月初旬まで、発熱剤の注文を受けて、数日間、試験的に本件機械を稼働させた後、同年7月初旬以降、本格的に発熱剤の製造を開始するようになった（被申請人C代表者）。
- 被申請人Cは、平日のおおむね午前9時から午後5時30分までの間、昼休みの約1時間を除いて、本件機械を稼働させているほか、毎月第2土曜日及び第4土曜日の同時間帯において、本件機械のメンテナンスのために、本件機械を稼働させている（甲4の1ないし10，甲15の1ないし5，甲23の1ないし4，甲40，41，45ないし48，被申請人C代表者）。
- イ 入間市は、平成21年7月9日及び同月13日、敷地境界において騒音測定を実施したところ、同月9日については52dB，同月13日については50dBとの結果を得た（甲2，職1）。
- (8) 被申請人らは、平成21年10月27日、申請人らに対し、専門業者による防音工事後において苦情を申し立てないことを約束する内容の覚書に署名するように要請した（甲5，28，被申請人E代表者）。しかし、申請人らは、上記覚書に署名することを拒否した（甲5，28）。
- (9) 被申請人Cは、平成21年12月10日及び同月14日、株式会社Hに依頼して、本件集塵機にノイズフィルターを取り付けたほか、吸音筒遮吸音パネルの増設工事等を行った（乙5）。その後、敷地境界において騒音測定を行ったところ、43.7dBとなった（乙5）。
- (10) 埼玉県環境科学国際センターは、平成21年12月15日、低周波音の測定・周波数分析と、推定される発生源と室内音との因果関係及び室内の音環境評価の確認を目的とした調査を行ったところ、本件集塵機の稼働に伴って、60Hzから200Hz付近の周波数帯域が大きく上昇する傾向が見られ、

申請人ら宅2階和室内の測定点（同室の窓を閉めた状態）で測定された63 Hz及び80 Hzの周波数帯域は、参照値付近の値となった。また、同測定における63 Hzから200 Hz付近のいずれの周波数帯域においても、最小可聴値を上回った。

(11) 入間市は、平成22年2月25日、敷地境界において騒音測定を実施したところ、48 dBとの結果を得た（甲9）。

(12) 被申請人Cは、平成22年7月ころから、本件コンプレッサーの稼働に伴って、比較的高音の騒音を、一定のリズムを持って間欠的に発生させた（甲28、申請人A本人、本件10月職権調査の結果）。なお、申請人らは、本件10月職権調査時まで、被申請人らに対し、かかる高音の騒音が新たに発生していることを指摘したことはなかった（申請人B本人、申請人A本人）。

(13) 当裁定委員会は、平成22年10月8日、本件10月職権調査を行い、申請人ら宅各居室において、各居室の窓を閉めた状態で、本件機械の稼働と停止で場合を分けた上、聞こえる音の状況を確認したところ、その結果は、以下のとおりであった。

ア 本件集塵機が稼働した場合に、申請人ら宅2階和室において、比較的低い音が聞こえた一方、申請人ら宅1階居間及び同2階洋間においては、かかる低い音は、聞こえにくい聞こえない状態であった。

イ 申請人ら宅2階和室、同1階居間及び同2階洋間において、本件コンプレッサーの稼働に伴い、高い音が間欠的に聞こえた。

(14) 被申請人Cは、本件10月職権調査の際、本件コンプレッサーの稼働に伴って高い音が発生しているとの指摘を受けて、平成22年10月18日、本件コンプレッサーの動力伝達ベルトの張力調整を行った（被申請人C代表者、本件10月職権調査の結果）。これにより、かかる高い音は、発生しなくなった（甲28、申請人B本人、申請人A本人、本件11月職権調査の結果）。

(15) 当裁定委員会は、平成22年11月8日、以下のとおり、事務局職員をして、専門委員立会いのもと、本件11月職権調査を行った。

ア 申請人ら宅各居室において、各居室の窓を閉めた状態で、本件機械の稼働と停止で場合を分けた上、聞こえる音の状況を確認したところ、その結果は、以下のとおりであった。

(ア) 本件集塵機が稼働した場合に、申請人ら宅2階和室において、比較的低い音が聞こえた一方、申請人ら宅1階居間及び同2階寝室においては、かかる低い音は、聞こえにくいか聞こえない状態であった。

(イ) 本件10月職権調査において聞こえた、本件コンプレッサーの稼働に伴って発生する高い音は、本件機械の稼働の有無にかかわらず、申請人ら宅1階居間、同2階寝室及び同2階和室のいずれにおいても聞こえなかった。

イ 敷地境界において、本件機械が稼働した場合に聞こえる音の状況を確認したところ、本件騒音等の主音源は、本件集塵機の稼働に伴って発生する音であると認められた。一方、敷地境界において、本件ベルトコンベヤー式機械2台の稼働に伴って発生する音は聞こえなかった。

ウ 本件機械の稼働時に、本件建物1の外壁を手で触ったところ、若干振動を感じたものの、申請人ら宅の外壁及び窓ガラスについては、振動を感じなかった。

2 争点1（本件騒音・振動等により申請人らが被害を受けたか否か。）について

(1) 本件騒音等の伝搬状況について

本件騒音等の申請人ら宅への伝搬状況は、以下のとおりと認められる。

ア 本件集塵機の稼働に伴って発生した騒音及び低周波音の伝搬状況

埼玉県環境科学国際センターが、平成21年12月15日、申請人ら宅2階和室内（同室の窓を閉めた状態）において、低周波音の測定調査を行

ったところ、前記1(10)のとおり、本件集塵機の稼働に伴って、60Hzから200Hz付近の周波数帯域が大きく上昇する傾向が見られたほか、63Hz及び80Hzの周波数帯域は、参照値付近の値となり、また、63Hzから200Hz付近のいずれの周波数帯域においても、最小可聴値を上回ったことが認められる。

そして、前記1(13)ア、同(15)ア(ア)のとおり、本件10月職権調査及び本件11月職権調査によれば、本件集塵機が稼働した場合に、申請人ら宅2階和室において、比較的低い音が聞こえた一方、申請人ら宅1階居間、同2階洋間及び同2階寝室においては、かかる低い音は、聞こえにくい聞こえない状態であったことが認められる。

以上によれば、本件集塵機の稼働に伴って発生した、低周波音を含む、63Hzから200Hz付近の周波数が比較的低い音は、申請人ら宅1階居間、同2階洋間及び同2階寝室には、一般通常人をして知覚し得る程度の伝搬はなかったと認められるものの、本件集塵機に最も近接した申請人ら宅2階和室には、一般通常人が知覚し得る程度に伝搬していたことが認められる。

イ 本件コンプレッサーの稼働に伴って発生した騒音の伝搬状況

前記1(12)、同(13)イ、同(14)によれば、平成22年7月ころから同年10月18日までの間、本件コンプレッサーの稼働に伴い、周波数が比較的高い音が発生していたことが認められる。

そして、前記1(13)イのとおり、本件10月職権調査によれば、申請人ら宅2階和室、同1階居間及び同2階洋間において、本件コンプレッサーの稼働に伴い、高い音が間欠的に聞こえたことが認められる。

以上によれば、本件コンプレッサーの稼働に伴って発生した周波数が比較的高い音は、平成22年7月ころから同年10月18日までの間、申請人ら宅2階和室、同1階居間及び同2階洋間に伝搬していたことが認めら

れる。

(2) 本件振動の伝搬状況について

前記1(15)ウのとおり、本件11月職権調査によれば、本件機械の稼働時に、本件建物1の外壁を手で触ったところ、若干振動を感じたものの、申請人ら宅の外壁及び窓ガラスについては振動を感じなかったことが認められる。

よって、本件振動が申請人ら宅へ伝搬したとは認められないから、本件振動によって申請人らが被害を受けたとは認められない。

(3) 本件騒音等と申請人ら主張の被害との間の因果関係について

前記(1)ア、同イのとおり、本件騒音等が申請人ら宅に伝搬していることが認められるので、かかる本件騒音等の暴露により、申請人らが被害を受けたか否かを検討する。

ア 申請人Bについて

(ア) 申請人Bは、本件騒音等に暴露したことにより、適応障害などの健康被害を被ったと主張し、これを裏付ける証拠として、適応障害の罹患につき、「本件工場の稼働に伴う騒音・振動の発生以降に発症しており、時間的因果関係が認められる」との記載がある診断書(甲11)を提出している。しかし、一般に、適応障害の発症には様々な要因が考えられるのであり、単に、適応障害の発症時期が、本件騒音等が発生した時期と一致することをもって、本件騒音等と申請人Bにおける適応障害の罹患との間に相当因果関係を認めることはできない。

また、申請人Bは、本件騒音等と申請人Bの健康被害との間に因果関係があることを裏付ける事情として、申請人ら宅内で測定された63Hz及び80Hzの周波数帯域の音圧レベルが、参照値付近(63Hzの参照値は47dB、80Hzの参照値は41dB)であったことを主張する。しかしながら、参照値とは、寄せられた苦情が低周波音によるも

のかどうかを判定するための評価値であり、参照値の採用に当たっては、低周波音に関する感覚については個人差が大きいことなどを考慮して、多くの人にとって許容できる音圧レベルを参照値とするため、一般に最も低いレベルが要求される「寝室の許容値」における一般成人の10パーセンタイル値を採っているものである（「低周波音問題対応のための『評価指針』、『評価指針の解説』」〔環境省環境管理局大気生活環境室〕参照）。このような参照値の性質からすると、音圧レベルが参照値付近であったことをもって、直ちに健康被害が生じるものということとはできない。

そして、ほかに本件騒音等と申請人Bが主張する健康被害との間の因果関係を認めるに足りる的確な証拠はない。

- (イ) もっとも、証拠（甲27、申請人B本人）によれば、申請人Bは、申請人ら宅に伝搬した本件騒音等により、いらだちや不快感などといった精神的苦痛を受けたことが認められる。

イ 申請人Aについて

- (ア) 申請人Aは、申請人Aが本件騒音・振動等に暴露したことにより適応障害及び高血圧症などの健康被害を被ったと主張し、これを裏付ける証拠として、適応障害及び高血圧症に罹患していることを示す医師作成の診断書（甲13、17）を提出している。

しかし、前記1(1)イ、同(7)アによれば、申請人Aが本件騒音等に暴露した時間は、木曜日を除く平日の午後5時ころから午後5時30分までの約30分間と、毎週木曜日、第2及び第4土曜日の日中のみであり、限定的といえる。そして、前記ア(ア)のとおり、一般に、適応障害の発症には様々な要因が考えられ、また、高血圧に関与する因子は年齢、遺伝体質、食事等の生活習慣、体液ホルモン異常など、個々の例で各因子の関与程度を同定するのは困難なことが多いことは、申請人らも認める

ところである。よって、単に、申請人Aが、本件騒音等の発生後に、適応障害及び高血圧症に罹患したことをもって、本件騒音等と申請人Aにおけるこれらの罹患との間に相当因果関係を認めることはできない。

また、本件騒音等の音圧レベルが参照値付近であったことをもって、直ちに健康被害が生じるものということができないのは、前記ア(ア)のとおりである。

そして、ほかに本件騒音等と申請人Aが主張する健康被害との間の因果関係を認めるに足りる的確な証拠はない。

- (イ) もっとも、証拠（甲28、申請人A本人）によれば、申請人Aは、申請人ら宅に伝搬した本件騒音等により、いらだちや不快感などといった精神的苦痛を受けたことが認められる。

ウ 小括

以上のとおり、本件騒音等により申請人らが精神的苦痛を受けたことは認められるが、申請人らが主張する健康被害については、いずれも認めることができない。

3 争点2（本件騒音・振動等により申請人らが受けた被害が受忍限度を超えるものか否か。）について

前記2のとおり、本件騒音等により申請人らが精神的苦痛を受けたことが認められるので、以下、かかる被害が一般社会生活上受忍すべき限度を超えるものといえるか否かについて検討する。

(1) 受忍限度論について

社会生活を営む上では、ある程度の騒音、振動等が発生する場合があっても、すべてが第三者に対する関係で違法となるものではなく、互いに受忍すべき場合があり、騒音、振動等による被害が、一般社会生活上、受忍すべき程度を超える場合のみ、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になると判断すべきである。そして、工場の操業に伴

う騒音，振動等による被害が，第三者に対する関係において，違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは，侵害行為の態様，侵害の程度，被侵害利益の性質と内容，当該工場等の所在地の地域環境，侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況，その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容，効果等の諸般の事情を総合的に考察して，被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである（最高裁平成元年（オ）第1682号同6年3月24日第1小法廷判決・裁判集民事172号99頁参照）。

そこで，以下において，本件における上記各事情について検討する。

(2) 侵害行為の態様及び侵害の程度について

ア 本件騒音等と規制基準との関係について

(ア) 本件工場の操業時間は，前記1(7)アのとおり，おおむね，午前9時から午後5時30分までであるところ，本件工場は，騒音規制法2条1項，同法施行令1条が規定する特定施設を設置する工場や埼玉県生活環境保全条例49条10号が規定する指定騒音工場等には当たらないが，騒音規制法2条1項，同法施行令1条が規定する特定施設を設置する工場や埼玉県生活環境保全条例49条10号が規定する指定騒音工場等に適用される昼間（午前8時から午後7時まで）の規制基準は，55dBである（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準〔昭和54年4月1日埼玉県告示590号〕，埼玉県環境保全条例施行規則31条8号別表12。以下，単に「規制基準」という。）。

(イ) そこで，本件騒音等と規制基準との関係をみるに，前記1(4)アのとおり，被申請人Cは，本件工場の本格稼働に先立ち，平成21年3月30日から同年4月2日までの間，本件機械の試運転を行ったことが認められるところ，前記1(4)イのとおり，敷地境界において，入間市

が同年4月2日に実施した騒音測定の結果は63dBとなり、規制基準を8dB上回ったことが認められる。

もつとも、被申請人Cは、本件騒音等が規制基準を上回ったことを受けて、前記1(6)アのとおり、同月9日に本件集塵機の排気口にサイレンサーを取り付ける防音工事を行い（なお、前記1(6)アのとおり、被申請人Cは、同月3日から同月9日までの間、本件機械を稼働させていない。）、その結果、同日時点の敷地境界における測定値は、規制基準を下回る52dBまで低減したことが認められる。

また、その後の敷地境界における騒音測定の結果をみても、前記1(6)ウ、同(7)イ、同(9)、同(11)のとおり、同月24日に52dBないし54dB、同年7月9日に52dB、同月13日に50dB、同年12月14日に43.7dB、平成22年2月25日に48dBと、すべて規制基準を下回ったことが認められる。

なお、申請人らは、上記各測定値について、測定時に、いかなる機械をいかなる条件で稼働させたのか不明であり、上記各測定値をもって、騒音レベルが低下した事実を裏付けることはできない旨主張する。しかし、前記1(15)イのとおり、本件11月職権調査によれば、敷地境界において聞こえる本件騒音等の主音源は、本件集塵機の稼働に伴って発生する音であると認められるところ、証拠（乙5、7、9、職1）によれば、上記各測定値は、いずれも、本件集塵機の稼働時に、第三者である入間市又は防音工事会社によって測定されたものであり、また、証拠（職1）によれば、入間市による各騒音測定は、本件工場の通常の稼働時に実施されたものと認められる。以上によれば、上記各測定値は、おおむね本件工場が稼働している時間帯の一般的な騒音レベルと認めることができ、この認定を覆すに足りる証拠はない。

(ウ) また、申請人らは、平成22年7月から同年10月18日までの間、

本件コンプレッサーの稼働に伴って周波数が比較的高い異音が生じており、このため、同期間における騒音レベルは規制基準を上回っていた旨主張し、これを裏付ける証拠として、同期間中に申請人ら宅2階和室に設置したという騒音計を撮影したビデオテープ（甲24）を提出している。

しかしながら、上記ビデオテープには、申請人ら宅2階和室の南西側窓の外側に設置したと思われる騒音計の指示値が、時折、瞬間的に55dBを少し上回る数値を指し示す映像が映されているものの、騒音計の指示値は変動が大きい上、その指示値の最大値が一定して55dBを上回る数値を指し示しているとは認められない。

加えて、上記ビデオテープの映像によれば、本件コンプレッサーの稼働に伴う異音の発生時に騒音計の指示値が上昇しているとは認められないことや、騒音測定を行っているのは、申請人ら自身であり、その測定方法や測定時期等につき、必ずしも客観性が担保されているとは評価できないこと、また、前記1(12)のとおり、申請人らが被申請人に対し、本件10月職権調査時まで、本件コンプレッサーの稼働に伴う異音について指摘をしなかったことなどをも併せ考えれば、上記ビデオテープの映像をもって、本件コンプレッサーの稼働に伴う異音が発生していた上記期間中に、本件騒音等の騒音レベルが規制基準を上回っていたとまでは認めるに足りず、ほかに同期間の騒音レベルを認めるに足りる的確な証拠は認められない。

したがって、上記申請人らの主張を採用することはできない。

- (エ) 以上によれば、本件騒音等が規制基準を上回ったのは、本件機械の試運転期間中である平成21年3月30日から同年4月2日までの4日間にすぎなかったものと認められる一方、その後の本件騒音等の騒音レベルについては、本件コンプレッサーの稼働に伴う異音が発生していた期

間を含め、規制基準を上回っていたとは認められない。

イ 本件集塵機の稼働に伴って発生した騒音及び低周波音による侵害の程度について

(ア) 前記2(1)アのとおり、本件集塵機の稼働に伴って発生した、63Hzから200Hz付近の周波数が比較的低い音が、一般通常人が知覚し得る程度に申請人ら宅に伝搬していたことが認められ、また、証拠(甲7、職1、申請人B本人、申請人A本人)によれば、申請人らの主な苦情対象も、かかる低い音であることが認められる。

そこで、以下、低周波音を含む、かかる低い音による侵害の程度について検討する。

(イ) 申請人らは、かかる低い音の音圧レベルについて、申請人ら宅で測定された63Hzから200Hzの周波数帯域は最小可聴値を上回り、また、63Hz及び80Hzの周波数帯域については参照値付近の値となったことを指摘する。

しかしながら、最小可聴値とは、雑音の無い環境で聴覚が検知できる最小の純音の音圧レベルを示すものであることからすると、これを上回ったからといって、直ちに侵害の程度が大きいということとはできない。

また、参照値は、前記(3)ア(ア)のとおり、寄せられた苦情が低周波音によるものかどうかを判定するために、「寝室の許容値」における一般成人の10パーセンタイル値を採った評価値であり、対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値などとして策定されたものではなく、これを上回ったからといって、直ちに違法性を基礎付けるとは認められないものであるところ、申請人らが指摘する63Hz及び80Hzの周波数帯域の測定値をみても、昼間の規制基準が適用される時間帯において、参照値付近の数値を示すにとどまり、これを大きく上回るというものではない。

そして、かかる低い音につき、一般通常人が知覚し得る程度に伝搬しているのは、前記2(1)アのとおり、申請人ら宅の各居室のうち同2階和室のみである。

- (ウ) 以上によれば、本件集塵機の稼働に伴って、低周波音を含む、63 Hzから200 Hz付近の周波数が比較的低い音が、一般通常人が知覚し得る程度に申請人ら宅に伝搬していることが認められるものの、その音圧レベル、伝搬する時間帯、伝搬の範囲等を考慮すると、その侵害の程度は限定的であるといえることができる。

ウ 本件機械の稼働時間について

本件機械の稼働時間は、前記1(7)アのとおり、平日と第2及び第4土曜日において、おおむね、午前9時から午後5時30分までの間、昼休みである約1時間を除く約7時間である。

そして、証拠（甲4の1ないし10、甲15の1ないし5、甲23の1ないし4、甲40、41、甲45ないし48、被申請人C代表者）によれば、被申請人Cが、本件機械の稼働を始めた平成21年3月30日以降、昼間の規制基準が適用される時間帯以外に、本件機械を稼働させたという事情は認められない。

- (3) 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果について

ア 被申請人Cが講じた防音措置等について

- (ア) 被申請人Cは、前記1(4)アのとおり、本件機械の稼働を開始するに当たり、隣家である申請人らに本件機械の稼働等に関する説明を行うことなく、また、本件機械の防音措置を特段講ずることもないままに、平成21年3月30日から本件機械の試運転を開始し、突然に規制基準を超える本件騒音等を発生させたものと認められる。本件機械の稼働を開始するに当たっての被申請人Cのこのような対応は、申請人ら

との関係において、適切さを欠いていたといわざるを得ない。

- (イ) しかしながら、被申請人Cは、前記1(4)イ、同(6)アのとおり、平成21年4月2日に、本件騒音等の騒音レベルが規制基準を上回るということが明らかになると、速やかに防音工事を行って、同月9日には、本件騒音等の騒音レベルを規制基準以下に低減させたことが認められる。

さらに、被申請人Cは、本件騒音等が規制基準を下回った後においても、申請人らの苦情に対応して、総額140万円程度の費用を投じ（被申請人C代表者）、前記1(6)イ、同ウ、同エ、同(9)のとおり、複数回の防音工事を実施している。

そして、これらの一連の各防音工事の結果、前記1(4)イ、同(7)イ、同(11)のとおり、入間市が測定した敷地境界における本件騒音等の測定値をみても、平成21年4月2日には63dBであったのが、同年7月9日には52dB、平成22年2月25日には48dBと順次低減していることが認められる。

- (ウ) なお、被申請人Cは、上記一連の各防音工事を実施する中で、具体的な防音工事の内容を決定していたわけでない（被申請人C代表者）にもかかわらず、前記1(8)のとおり、申請人らに対して、専門業者による防音工事後において苦情を申し立てないことを約束する内容の覚書への署名を要請した事実が認められる。

この点、防音工事によっていかなる効果が生じるのか不明である段階で、かかる覚書への署名を要請した被申請人らの対応は、決して適切であるということとはできないが、一方、被申請人Cは、上記覚書への署名を申請人らに拒否された後も、本件騒音等の騒音レベルを下げるために、前記1(9)のとおり、更なる防音工事を実施していることが認められるものであり、上記覚書への署名を得られなかったことを理由に、申請人らの苦情に対する対応を行わなくなったというような事

情は認められない。

- (エ) 以上によれば、本件機械の稼働を始めるに当たっての被申請人Cの対応や、前記内容の覚書を申請人らに要請した被申請人らの対応には、適切さを欠く部分があったことが認められるものの、本件騒音等の騒音レベルが規制基準を上回ることが明らかになった後は、被申請人Cにおいて、速やかに防音工事に着手し、その後も複数回の防音工事を実施するなど、申請人らの苦情に対して相応の対応を行っていたものと認められ、また、被申請人Cが行った一連の各防音工事は、申請人らの被害を防止するための相当程度の効果があったと評価することができる。

イ 本件コンプレッサーの稼働に伴って発生した騒音に対する防止措置について

- (ア) 申請人らは、平成22年7月から、本件コンプレッサーの稼働に伴って、周波数が比較的高い異音が新たに発生していたにもかかわらず、被申請人Cは、これに対する防止措置を同年10月18日まで怠っていたものであり、被申請人Cのこのような態度は悪質である旨主張する。

- (イ) この点、確かに、前記1(12)、同(13)イ、同(14)によれば、被申請人Cは、本件裁定手続係属中に生じたかかる異音に対して十分な注意を払わず、約3か月もの間、何らの対応もしなかったことが認められるところであり、このような被申請人Cの態度は、前記(2)ア(エ)のとおり、かかる異音の騒音レベルが規制基準を超えるものであったとは認められないことや、前記1(12)のとおり、申請人らが被申請人らに対し、本件10月職権調査時まで、かかる異音について指摘をしなかったことなどを考慮しても、申請人らとの関係において、やはり適切さを欠くものであったといわざるを得ない。

しかしながら、被申請人Cは、本件10月職権調査時にかかる異音の存在が指摘されると、前記1(14)のとおり、速やかに、本件コンプレッサーの動力ベルトの張力調整を行い、その結果、平成22年10月18日以降、かかる異音は発生しなくなったことが認められる。

- (ウ) 以上のとおり、被申請人Cは、本件10月職権調査時にかかる異音の存在が指摘されるや、速やかに効果ある防止措置を行ったことが認められることからすると、かかる異音に対する被申請人Cの対応が遅れた点については、受忍限度の判断において総合的に考察すべき事情に当たるとしても、直ちに違法性を基礎付けるものとはいえない。

ウ 本件集塵機の移設案を採用しなかった点について

- (ア) また、申請人らは、被申請人Cが第三者から本件集塵機を移設するように提案を受けたのにもかかわらず、これを実施しないままであり、被申請人Cにおいて、十分な防音措置が講じられたとはいえない旨主張する。

- (イ) この点、確かに、証拠(乙9、被申請人C代表者)によれば、平成21年4月24日に、Gが被申請人Cに対し、本件集塵機の移設を内容とする防音措置を提案したことが認められ、また、本件11月職権調査の結果によれば、専門委員も、本件11月職権調査後に、本件集塵機の移設を内容とする防音措置を提案したことが認められる。

しかし、証拠(乙9)によれば、Gによる上記提案は、残業による夜間操業の可能性を考慮して、敷地境界における騒音レベルを夕方(午後7時から午後10時まで)の規制基準である50dB以下に下げることが目的としたものと認められるところ、前記(2)ウのとおり、被申請人Cは、平成21年3月30日に本件機械の稼働を始めて以降、実際には、昼間の規制基準が適用される時間帯以外に本件機械を稼働させたことはない。

また、専門委員の上記提案は、被申請人Cがこれまで行った防音工事の効果を評価しつつ、騒音レベルが規制基準を下回ってもなお申請人らが周波数の比較的低い音を気にしている現状を踏まえ、現在考えられる改善策という趣旨で提案されたと解せられるものである。

(ウ) 以上に加えて、前記(2)ア(エ)によれば、上記各提案がされたいずれの時点においても、敷地境界における本件騒音等の騒音レベルは、すでに昼間の規制基準である55dBを下回っていたと認められることに照らせば、被申請人Cが費用及び効果等の諸事情を考慮した結果、上記各提案を採用しなかったことをもって、被申請人Cが講じた防音措置が不十分であるとまではいうことができない。

(4) 被侵害利益の性質と内容について

前記2(3)のとおり、本件騒音等によって申請人らに健康被害が生じたことまでは認めがたく、申請人らの被害は、いらだちや不快感などといった精神的苦痛にとどまるものと認められる。

(5) 本件工場の所在地の地域環境について

前記争いのない事実等2(1)、前記1(1)ア、同(2)ア、同イのとおり、申請人ら宅は、南東側に〇〇川が流れる住宅地の中にあり、周囲の人通りは少ないこと、申請人らが申請人ら宅に居住を開始した昭和61年には、本件工場敷地に茶畑が広がっており、平成4年から平成5年にかけて、本件工場敷地に本件建物1及び本件建物2が建築された後も、本件建物1が倉庫か電子部品関係の工場として使用されたのみで、特段の騒音が発生することはなかったことが認められる。したがって、申請人ら宅の周辺は、閑静な住宅地であったといえる。

なお、前記1(1)アのとおり、申請人ら宅の上空には、ときおり航空自衛隊入間基地所属の航空機が飛来し、その際には、相当大きな音が発生する。しかし、これは航空機の飛来時にのみ発生するもので、それほど頻度が高い

わけではなく、日中の大部分の時間は、上記のとおり、閑静な状態が維持されている。

(6) その他の事情について

申請人らは、本件工場につき、埼玉県から建築基準法違反を指摘された後、被申請人Cにおいて一応の是正措置を採ったものの、是正前と是正後で実質的な変更は何らなされておらず、本件工場は、現在も建築基準法に違反している状態であって、かかる事実は、被申請人Cの違法性を基礎付ける重要な事実である旨主張する。

しかし、前記1(5)ア、同イのとおり、被申請人Cは、埼玉県から建築基準法違反を指摘された後、被申請人Eを通じて、本件ベルトコンベヤー式機械2台の周囲に、高さ2m程度の金網フェンスを張って作業場を区画する是正措置を施し、その結果、埼玉県によって、同法違反の是正が確認されたことが認められる。また、本件証拠を精査しても、本件工場が現在も建築基準法に違反していることを認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。

したがって、上記申請人らの主張を採用することはできない。

(7) 総合評価

以上検討したところによれば、申請人らは、本件騒音等によりいらだちや不快感などといった精神的苦痛を受けたことが認められる。

しかしながら、本件騒音等が規制基準を上回ったのは、本件機械の試運転期間中である平成21年3月30日から同年4月2日までの4日間にすぎず、その後の本件騒音等の騒音レベルについては、本件コンプレッサーの稼働に伴う異音が発生していた期間を含め、規制基準を上回っていたとは認められない。そして、低周波音を含む、申請人ら宅に伝搬していることが認められる本件集塵機の稼働に伴って発生する周波数が比較的低い音についても、その音圧レベル、伝搬する時間帯、伝搬の範囲等にかんがみれば、その侵害の程度は限定的であるということが出来る。また、本件機械が稼働しているの

は、昼間の規制基準が適用される時間帯のみであり、早朝や夜間の時間帯にまで及ぶものではない。

さらに、本件機械の稼働を始めるに当たっての被申請人Cの対応や、前記(3)ア(ウ)記載の内容の覚書を申請人らに要請した被申請人らの対応には適切さを欠く部分があったことが認められるものの、本件騒音等が規制基準を上回ることが明らかになった後は、被申請人Cにおいて、速やかに防音工事に着手し、その後も複数回の防音工事を実施するなど、申請人らの苦情に対して相応の対応を行っていたものと認められ、また、被申請人Cが行った一連の各防音工事は、申請人らの被害を防止するための相当程度の効果があったものと認められる。また、被申請人Cにおいて、本件コンプレッサーの稼働に伴う異音に対する対応が遅れたという事実は認められるものの、本件10月職権調査時にかかる異音の存在が指摘されるや、速やかに効果ある防止措置を採っているものである。

これらの諸事情を総合的に考察すると、申請人ら宅が閑静な住宅地に位置していることを考慮しても、申請人らが本件騒音等によって受けた精神的被害は、一般社会生活上の受忍限度を超えるものとは認められないというべきである。

4 結論

以上の次第で、その余の争点について判断するまでもなく、申請人らの本件申請は、いずれも理由がない。よって、本件申請をいずれも棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成23年11月28日

公害等調整委員会裁定委員会

裁 定 委 員 長

杉 野 翔 子

裁 定 委 員

堺 宣 道

裁 定 委 員

松 森 宏

(別紙省略)